

職業能力開発校条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

職業能力開発校条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(宿泊施設の使用等に関する規則の一部改正)

第1条 宿泊施設の使用等に関する規則(昭和35年岩手県規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条、第3条関係)		別表第1(第2条、第3条関係)	
名 称	所在地	名 称	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
岩手県立二戸高等技術専門学校学生寄宿舍	二戸市	岩手県立二戸高等技術専門学校学生寄宿舍	二戸市
<u>岩手県立大船渡職業能力開発センター学生寄宿舍</u>	<u>大船渡市</u>		
岩手県立農業大学校学生寄宿舍	胆沢郡金ケ崎町	岩手県立農業大学校学生寄宿舍	胆沢郡金ケ崎町
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職業訓練援助規則の一部改正)

第2条 職業訓練援助規則(昭和36年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
様式第2号(第4条関係)		様式第2号(第4条関係)	
[略]		[略]	
産業技術短期大学校長		産業技術短期大学校長	
高度技術専門学院長		<u>岩手県立</u>	
<u>岩手県立 高等技術専門校長</u>		高等技術専門校長	
職業能力開発センター所長			
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(予算規則の一部改正)

第3条 予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
[略]		[略]	
岩手県立二戸高等技術専門校		岩手県立二戸高等技術専門校	
<u>岩手県立大船渡職業能力開発センター</u>			
岩手県漁業取締事務所		岩手県漁業取締事務所	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職業能力開発校条例施行規則の一部改正)

第4条 職業能力開発校条例施行規則(昭和44年岩手県規則第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業日)</p> <p>第4条 次に掲げる日には、職業訓練(以下「訓練」という。)を行わない。ただし、<u>高等技術専門校の校長又は職業能力開発センターの所長</u>(以下「<u>校長等</u>」という。)が特に必要があると認める場合は、知事の承認を得て訓練を行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>校長等</u>があらかじめ知事の承認を得て定める日</p> <p>(入校手続)</p> <p>第5条 職業能力開発校に入校しようとする者は、知事が定める日までに別に定める様式による入校願書に入校検定料及び次に掲げる書類を添えて入校を希望する<u>職業能力開発校の校長等</u>に提出しなければならない。ただし、訓練期間が6か月以下の短期課程の普通職業訓練の場合は、別に定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(入校許可)</p> <p>第6条 職業能力開発校への入校許可は、前条に規定する入校願書を提出した者につき、入校選考を実施し、<u>校長等</u>が適当と認める者に対して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第7条 前条の規定により入校を許可された者は、<u>校長等</u>が指定する日までに、保証人と連署した別に定める様式による誓約書を<u>校長等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(退校)</p> <p>第8条 学生が病気その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、その理由を付した保証人連署の別に定める様式による退校願により、<u>校長等</u>に届け出なければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第9条 <u>校長等</u>は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(表彰)</p> <p>第10条 <u>校長等</u>は、他の模範となる学生を表彰することができる。</p> <p>(懲戒処分)</p> <p>第11条 <u>校長等</u>は、学生が条例第4条各号のいずれかに該当する</p>	<p>(休業日)</p> <p>第4条 次に掲げる日には、職業訓練(以下「訓練」という。)を行わない。ただし、<u>職業能力開発校の長</u>(以下「<u>校長</u>」という。)が特に必要があると認める場合は、知事の承認を得て訓練を行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>校長</u>があらかじめ知事の承認を得て定める日</p> <p>(入校手続)</p> <p>第5条 職業能力開発校に入校しようとする者は、知事が定める日までに別に定める様式による入校願書に入校検定料及び次に掲げる書類を添えて入校を希望する<u>校長</u>に提出しなければならない。ただし、訓練期間が6か月以下の短期課程の普通職業訓練の場合は、別に定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(入校許可)</p> <p>第6条 職業能力開発校への入校許可は、前条に規定する入校願書を提出した者につき、入校選考を実施し、<u>校長</u>が適当と認める者に対して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第7条 前条の規定により入校を許可された者は、<u>校長</u>が指定する日までに、保証人と連署した別に定める様式による誓約書を<u>校長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(退校)</p> <p>第8条 学生が病気その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、その理由を付した保証人連署の別に定める様式による退校願により、<u>校長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第9条 <u>校長</u>は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(表彰)</p> <p>第10条 <u>校長</u>は、他の模範となる学生を表彰することができる。</p> <p>(懲戒処分)</p> <p>第11条 <u>校長</u>は、学生が条例第4条各号のいずれかに該当する</p>

ると認める場合は、懲戒処分として停学にし、又は戒告することができる。

(修了証書)

第12条 校長等は、所定の訓練課程を修了した学生には別に定める様式による修了証書を交付する。

(寄宿舎)

第13条 寄宿舎の管理運営については、校長等が別に定める。

(免除の申請)

第17条 第15条の規定に該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者(次条及び第19条において「申請者」という。)は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他校長等が定める書類を添え、原則として、次の各号に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長等に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(免除の決定及び通知)

第18条 校長等は、前条の授業料免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料を免除することが適当と認めるときは免除及び免除の額を決定し、授業料免除決定通知書により申請者に通知し、授業料を免除することが不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、授業料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 校長等は、第15条の規定に該当する者があるときは、免除する授業料の額を決定し、当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(免除の取消し)

第19条 前条第1項の規定による授業料の免除の決定の通知を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したときは、校長等は、当該免除の決定を取り消すものとする。

附 則

1～7 [略]

8 入校検定料等の免除を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、別に定める様式による入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下「申請書」という。)に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長等が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

9 校長等は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審

と認める場合は、懲戒処分として停学にし、又は戒告することができる。

(修了証書)

第12条 校長は、所定の訓練課程を修了した学生には別に定める様式による修了証書を交付する。

(寄宿舎)

第13条 寄宿舎の管理運営については、校長が別に定める。

(免除の申請)

第17条 第15条の規定に該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者(次条及び第19条において「申請者」という。)は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他校長が定める書類を添え、原則として、次の各号に掲げる授業料の区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(免除の決定及び通知)

第18条 校長は、前条の授業料免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料を免除することが適当と認めるときは免除及び免除の額を決定し、授業料免除決定通知書により申請者に通知し、授業料を免除することが不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、授業料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 校長は、第15条の規定に該当する者があるときは、免除する授業料の額を決定し、当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(免除の取消し)

第19条 前条第1項の規定による授業料の免除の決定の通知を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したときは、校長は、当該免除の決定を取り消すものとする。

附 則

1～7 [略]

8 入校検定料等の免除を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、別に定める様式による入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下「申請書」という。)に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

9 校長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査

査し、入校検定料等を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入校検定料免除決定通知書、入校料免除決定通知書又は寄宿舎料免除決定通知書により、入校検定料等を免除することを不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による入校検定料免除不承認通知書、入校料免除不承認通知書又は寄宿舎料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

し、入校検定料等を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入校検定料免除決定通知書、入校料免除決定通知書又は寄宿舎料免除決定通知書により、入校検定料等を免除することを不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による入校検定料免除不承認通知書、入校料免除不承認通知書又は寄宿舎料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第5条 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則(昭和61年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第1 (第2条-第4条関係)				別表第1 (第2条-第4条関係)					
組織		職等		組織		職等			
知事	[略]			知事	[略]				
の事	出先	[略]		の事	出先	[略]			
務部	機関	商工労働	[略]	務部	機関	商工労働	[略]		
局		観光部に	高等技術専門校	[略]		局	観光部に	高等技術専門校	[略]
		属する出	職業能力開発センタ	次長			属する出		
	先機関	二			先機関				
	[略]				[略]				
[略]				[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第6条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																			
(職業能力開発校)		(職業能力開発校)																			
第54条 [略]		第54条 [略]																			
2 職業能力開発校の名称、区分及び位置は、次のとおりである。		2 職業能力開発校の名称、区分及び位置は、次のとおりである。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立二戸高等技術専門校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立大船渡職業能力開発センター</td> <td>大船渡市</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	[略]		岩手県立二戸高等技術専門校	[略]	岩手県立大船渡職業能力開発センター	大船渡市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立二戸高等技術専門校</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	[略]		岩手県立二戸高等技術専門校	[略]				
名称	位置																				
[略]																					
岩手県立二戸高等技術専門校	[略]																				
岩手県立大船渡職業能力開発センター	大船渡市																				
名称	位置																				
[略]																					
岩手県立二戸高等技術専門校	[略]																				
(職)		(職)																			
第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工労働観</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	職	職務	[略]			商工労働観	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工労働観</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	職	職務	[略]			商工労働観	[略]	
区分	職	職務																			
[略]																					
商工労働観	[略]																				
区分	職	職務																			
[略]																					
商工労働観	[略]																				

光部に属する出先機関	高等技術専門校	[略]	
	職業能力開発センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		科主任	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を処理する。
[略]			

光部に属する出先機関	高等技術専門校	[略]	
	職業能力開発センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		科主任	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を処理する。
[略]			

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務	
[略]			
商工労働観光部に属する出先機関	産業技術短期大学校	[略]	校長又は所長を補佐し、校長若しくは
	高等技術専門校	[略]	所長に事故があるとき、又は校長若しくは
	職業能力開発センター	次長	は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
[略]			
[略]			

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務	
[略]			
商工労働観光部に属する出先機関	産業技術短期大学校	[略]	校長を補佐し、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。
	高等技術専門校	[略]	
	[略]		
[略]			
[略]			

3～5 [略]

3～5 [略]

別表第7 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部及び科（第55条関係）

出先機関	事務局及び部	科
[略]		
岩手県立二戸高等技術専門校		[略]
岩手県立大船渡職業能力開発センター		建築科

別表第7 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部及び科（第55条関係）

出先機関	事務局及び部	科
[略]		
岩手県立二戸高等技術専門校		[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第7条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（代決） 第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲	（代決） 第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲

げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

(1) [略]

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
[略]			
高等技術 専門学校	[略]		
職業能力 開発セン ター	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員
	次長	所長があらかじめ指定する職員	
病虫害防 除所	[略]		
[略]			

げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

(1) [略]

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
[略]			
高等技術 専門学校	[略]		
病虫害防 除所	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部改正)

第8条 職業能力開発促進法施行条例施行規則(平成25年岩手県規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(短期課程の訓練基準)</u></p> <p>第3条 条例第5条第2項の規則で定める訓練科は、別表第2の訓練科の欄に掲げる訓練科とする。</p> <p>2 条例第5条第2項の規則で定める基準は、別表第2の訓練の対象となる技能及び知識の欄、教科の欄、訓練期間、訓練時間等の欄及び設備の欄に定める基準並びに次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める基準のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第5条第1項第3号の面接による指導の訓練時間 別表第2の訓練期間、訓練時間等の欄に定める学科の訓練時間の20パーセントに相当する時間であること。</p> <p>(2) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。</p> <p>(3) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。</p> <p>(4) 試験 訓練を修了するときに行うこと。</p> <p>(専門課程の訓練基準)</p> <p>第4条 条例第6条第2項の規則で定める訓練科は、別表第3の訓練科の欄に掲げる訓練科とする。</p>	<p>(専門課程の訓練基準)</p> <p>第3条 条例第6条第2項の規則で定める訓練科は、別表第2の訓練科の欄に掲げる訓練科とする。</p>

2 条例第6条第2項の規則で定める基準は、別表第3の訓練科の欄に掲げる訓練科に応じ、それぞれ同表の訓練の対象となる技能及び知識の欄、教科の欄、訓練期間、訓練時間等の欄及び設備の欄に定めるとおりとする。

別表第2（第3条関係）

訓練科	訓練の対象となる技能及び知識	教科	訓練期間、訓練時間等	設備
建築科	木造家屋の建築における技能及びこれに関する知識	学	建築構造 建築設備 規く術 測量 材料 製図 工作法 施工法 安全衛生 関係法規 仕様及び積算	黒板、いす等を備えた実習場 木工用機械類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
		実技	器工具使用法 機械操作実習 工作実習 基礎工事实習 施工実習 安全衛生作業法	

別表第3（第4条関係）

[略]
[略]

2 条例第6条第2項の規則で定める基準は、別表第2の訓練科の欄に掲げる訓練科に応じ、それぞれ同表の訓練の対象となる技能及び知識の欄、教科の欄、訓練期間、訓練時間等の欄及び設備の欄に定めるとおりとする。

別表第2（第3条関係）

[略]
[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。